

件名	愛媛県港湾管理条例及び愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
<p>【改正の概要】</p> <p>○愛媛県港湾管理条例関係</p> <p>上記法律の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域内で海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者を選定する際、事業実施に必要な港湾法上の許可を要する行為に関する事項につき、国が事業者に代わって港湾管理者から同意を得た上で事業者の占用計画を認定した場合、当該港湾法上の許可があったものとみなす規定が設けられたことから、条例で定める許可申請書の提出義務者から当該事業者を除外する。</p> <p>(港湾区域内の工事等の許可の申請)</p> <p>第2条の2 港湾法第37条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>○愛媛県の海を管理する条例関係</p> <p>漁港区域、港湾区域及び開発保全航路を除いた海域である普通海域に関しては、愛媛県の海を管理する条例に基づき県が海域の占用許可等を行っているが、上記法律に基づき設定される海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域については、国が直接許可等を行うこととなることから、同区域を条例の対象から除外する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「普通海域」とは、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域内の水域、同法第56条第1項の規定により公告されている水域及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く県内の海域をいう。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日（同日において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）が施行されていない場合にあっては、同法施行の日）から施行する。</p>	
施行日	公布の日（同日において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が施行されていない場合にあっては、同法施行の日）
【その他参考事項】	